



2023年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 マルイチ産商
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柏 木 康 全
社 長 執 行 役 員
(コード番号 8228 名証メイン)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 仁 科 圭 右
コーポレート管理本部長
TEL 026-285-4101 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり決議し、2023年6月20日開催予定の第73期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的として、経営の監督機能と執行機能の分離をより一層明確にし、経営の監督機能を強化しながら迅速・果敢な意思決定を行うために、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 監督機能の強化等、取締役会の役割・機能に鑑みた議長の適任者を選定できる旨を定めるものであります。
- (2) 取締役会の柔軟な運用に向けた規定を設けるものであります。

2. 定款変更の内容（新旧対照表）

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 株主総会 (取締役会の議長) 第25条 取締役会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。 2. 議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。	第4章 株主総会 (取締役会の議長) 第25条 取締役会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。 <u>ただし、取締役会の決議により、代表取締役社長以外の取締役が取締役会の議長となることができるものとする。</u> 2. 議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月20日(火) (予定)
定款変更の効力発生日 2023年6月20日(火) (予定)

以 上